

○山梨県警察官の警棒等使用及び取扱いに関する訓令

〔平成13年11月30日〕
本部訓令第21号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号。以下「規範」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊警棒)

第2条 所属長は、犯人の逮捕、押収、護送等で必要と認めるときは、私服勤務員に特殊警棒（別図）を携帯させることができる。

(使用及び事故報告)

第3条 所属長は、規範第7条第1項及び第2項の規定による報告を受けたときは、直ちに警察本部長に、警棒の使用及び事故報告（別記様式）により報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成13年12月1日から施行する。

別図・様式 略